

要 望 書

全国市議会議長会は、地方行政関連施策についての要望を別記のとおり議決いたしましたので、政府並びに国会におかれましては、特段のご配慮を賜りますよう強く要望いたします。

平成25年7月

全 国 市 議 会 議 長 会
会 長 佐 藤 祐 文
(横浜市議会議長)

全国市議会議長会地方行政委員会
委員長 高 秀 政 博
(千歳市議会議長)

目 次

1	地方分権改革の推進について……………	1
2	地方議会の権能強化等について……………	3
3	消防防災体制の充実強化について……………	5
4	過疎地域の自立促進について……………	7
5	空き家等に対する総合的な対策について……………	9
6	合併市町村に対する支援の拡充について……………	10
7	基地対策関係予算の確保について……………	11
8	治安対策の強化等について……………	13
9	北方領土返還について……………	15
10	竹島の領有権確立について……………	17
11	日米地位協定の抜本的な改定について……………	18
12	人権救済制度の確立について……………	19

1 地方分権改革の推進について

地方分権改革については、義務付け・枠付けの見直しや都道府県から市への権限移譲を定めた「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（新3次一括法）」が、去る6月7日に成立したところである。

しかしながら、義務付け・枠付けの見直しや都道府県から市への権限移譲は、いまだに不十分であることから、更なる見直しが必要である。

一方、国の出先機関改革については、5月28日に開催された地方分権改革推進本部会合において、国の出先機関で担う事務・権限の地方移管を進める方針が確認され、今後、具体的な移管対象が取りまとめられる見込であるが、取りまとめに当たっては、基礎自治体の意見を十分に踏まえるべきである。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1. 義務付け・枠付けの見直し及び都道府県から基礎自治体への権限移譲

新3次一括法の施行後においても、これまでに実現した事項にとどまることなく、更なる義務付け・枠付けの見直しを行うこと。また、都道府県から基礎自治体への権限移譲については、更なる拡大を図ること。

2. 国の出先機関改革

国の出先機関改革については、事務・権限の必要性を精査したうえで、地域住民の安全・安心に直接責任を有し、地域の特性・実情に精通している基礎自治体の意見を十分踏まえ、改革を実現すること。

3. 国と地方の協議の場における実効性のある運営

法制化された「国と地方の協議の場」については、地方の声を国に反映することが出来る制度であるため、地方自治体の運営等に大きな影響を及ぼす事項については、十分な検討期間の確保や分科会の活用など、実効性のある運営を行うこと。

2 地方議会の権能強化等について

本会をはじめ、議会三団体が強く求めていた、長による臨時会招集に関する不適切な運用の是正や、専決処分制度の改善、委員会制度に関する条例事項の拡大などを盛り込んだ地方自治法改正法が、昨年8月に成立したところである。

しかしながら、地方分権改革の進展により、基礎自治体の自己決定権は拡大しており、地方議会が住民の負託に応え、その機能を十分に発揮するためには、地方議会の自主性・自律性をより高め、地域の実情に応じ、自らの判断により権能を行使できるよう、地方議会の活動を制約している法令上の諸規定の更なる見直しが必要である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1. 更なる地方議会の権能強化

今回の地方自治法の改正にとどまらず、更なる地方議会の権能強化のため、次に掲げる事項について、その実現を図ること。

- (1) 地方議会議員の職責・職務について地方自治法に規定するなど、地方議会議員の法的な位置付けを明確にすること。
- (2) 議長に議会招集権を付与すること。
- (3) 議会の予算修正権を全面的に認めることとし、地方自治法第97条第2項ただし書の制限規定を削除すること。
- (4) 議長に議会費予算執行権を付与すること。
- (5) 議決を要する契約の種類・金額、また財産の取得・処分に係る面積・金額要件については、各自治体で独自に定めることができるようにすること。

2. 地方議会議員選挙における法定ビラ頒布の制度化

地方議会議員選挙における住民と候補者の接点の拡大と政策本位の選挙の推進を図るため、公職選挙法第142条に規定する法定ビラの頒布を地方議会議員選挙においても認めること。

3 消防防災体制の充実強化について

近年、我が国では、東日本大震災をはじめ、大型台風、豪雪、竜巻などによる大規模な自然災害が多発し、各地に甚大な被害をもたらしている。

各市町村は、火災や自然災害等から、住民の生命・身体・財産を守るため、総合的な消防防災体制の整備に努めているところであるが、今後発生が危惧される大規模災害に、迅速かつ的確に対応できるよう、更なる消防防災体制の充実強化が必要である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1. 消防防災施設・設備整備に対する財政措置の充実強化

消防防災体制の充実を図るため、防災拠点施設、消防水利施設、緊急消防援助隊施設等の消防防災施設・設備整備に対する財政措置を充実強化すること。

2. 消防防災通信ネットワークの充実強化

平成28年5月末までとされている消防救急無線のデ

デジタル方式への移行については、各種調査や無線システムの整備等に多額の費用を要することから、期限までに遅滞なく円滑に移行できるよう、財政支援措置を充実強化すること。

また、災害時における情報収集・伝達等の役割を担う市町村防災行政無線の整備促進及びデジタル方式への移行に対しても、財政支援措置を充実強化すること。

3. 消防団の充実強化

地域に密着した消防団の体制強化に向け、安全対策も含めた装備の充実や更新、消防団施設の耐震化対策及び消防団員の待遇改善のため、一層の財政支援措置の充実強化を図ること。

また、国民に消防団の重要性を理解してもらい、イメージアップを図ることにより、消防団員の入団を促進するため、全国的な啓発活動の充実強化を図ること。

4. 消防広域化事業に対する財政措置の充実

消防の広域化に当たっては、平成25年4月に発表された「市町村の消防の広域化に関する基本指針の改正」に基づき、引き続き必要な財政措置を講じること。

4 過疎地域の自立促進について

過疎地域は、我が国の国土の過半を占め、豊かな自然や歴史、文化を有するとともに、国土・自然環境の保全や、森林による地球温暖化の防止などに大きく貢献している。

このような中、東日本大震災の発生後における過疎関係市町村の実情に鑑み、「過疎地域自立促進特別措置法」の失効期限を平成33年3月末まで再延長する改正法が、昨年6月に成立したところである。

しかしながら、過疎地域においては、依然として人口減少及び少子・高齢化が顕著であり、生活・生産基盤の弱体化が進むなど極めて深刻な状況に直面しているため、引き続き過疎地域に対する総合的かつ積極的な支援を行うことが不可欠である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1. 過疎地域に対する財政措置の充実

過疎地域の自立促進に必要な財源である過疎対策事業債及び辺地対策事業債の所要額を確保するとともに、税源

の乏しい過疎地域の安定的な財政運営が可能となるよう、
地方交付税上特段の措置を講じること。

2. 税制の抜本的改革に当たって過疎地域への配慮

税制の抜本的改革に当たっては、過疎地域の行財政運営
等に十分配慮すること。

5 空き家等に対する総合的な対策について

近年、少子・高齢化の進行や人口減少社会の進展、産業構造の変化等により、管理不十分な空き家が全国的に増加しており、空き家の総数は、更なる少子・高齢化や人口減少等により、一層増加すると予想されている。

空き家が発生し、老朽化すると、倒壊の危険や治安・景観の悪化、地域の活力低下等、防犯・防災上の面においても多大な影響をもたらすこととなる。

現在、地方自治体では、空き家等に対する適正な管理に関する条例を制定する動きがあるが、一方で、多くの地方自治体では、空き家等の現況把握にとどまっている状況である。

よって、国においては、管理が不十分な空き家等に対する問題点を明らかにするとともに、地方自治体が適切に対処できるよう、空き家等に対する総合的な対策を行うよう強く要望する。

6 合併市町村に対する支援の拡充について

東日本大震災の発生後における合併市町村の実情に鑑み、合併特例債の発行期限を再延長する改正法が、昨年6月に成立したところである。

しかしながら、合併市町村は、合併後の行財政運営等において様々な問題を抱えており、更なる支援措置の充実強化が不可欠である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1. 合併市町村に対する財政措置の充実等

- (1) 合併特例債の所要額を確保するとともに、元利償還金の普通交付税算入率を引き上げること。
- (2) 合併市町村が安定した行財政運営を行うことができるよう、合併算定替の特例期間終了後も、合併市町村の実情に応じた交付税算定を行うこと。
- (3) 今後合併する市町村に対しても、十分な財政支援措置を講じること。

7 基地対策関係予算の確保について

我が国の安全保障政策の推進には、基地の安定使用が前提であり、基地周辺住民の理解と協力が不可欠である。

そのため、基地関係市町村は、基地周辺住民の生活環境の整備や住民福祉の向上等、諸施策の充実に懸命の努力を傾注しているところである。

しかしながら、基地関係市町村の行財政運営は、基地の所在に伴う特殊な財政需要の増大等により、大変厳しい状況にある。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1. 基地交付金・調整交付金の所要額確保等

固定資産税の代替的性格及び基地が所在することによる市町村の財政需要を踏まえ交付されている基地交付金・調整交付金については、所要額を確保すること。

また、自衛隊が使用する全資産を基地交付金の対象資産とすること。

2. 基地周辺対策経費の所要額確保

基地周辺対策事業については、近年、補助対象施設・範囲の拡大等の適用基準が緩和されたが、適用基準をさらに緩和するとともに、所要額を確保すること。

8 治安対策の強化等について

我が国は、世界で最も安全な国と言われ、いわゆる「安全神話」を国民誰しもが当然に受け止めていた。

しかしながら、近年の犯罪は、国際化、広域化が進むとともに、インターネットを利用した犯罪が増加するなど、複雑・多様化している。

さらに、各地で無差別犯罪が続発するなど、平穏な市民生活への重大な脅威となっている。

また、北朝鮮による拉致事件に関しては、依然として安否不明の拉致被害者問題など、多くの課題が残されている。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1. 治安対策の強化

- (1) 暴力団等による組織犯罪、銃器使用の凶悪犯罪や薬物組織犯罪への取組を強化するとともに、留置場、拘置所など治安関係施設を整備拡充すること。
- (2) 来日外国人犯罪防止の観点から入国管理体制を強化すること。

2. 拉致問題の全容解明と早期解決

北朝鮮による一連の拉致事件は、我が国の国家主権と国民の基本的人権にかかわる重大な問題であることから、事件の全容解明と早期解決に全力で取り組むこと。

9 北方領土返還について

歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島からなる北方領土は、我が国固有の領土であり、ロシア連邦共和国からの早期返還の実現は日本国民の悲願である。

また、今後、日ロ両国が平和条約を締結して安定的な日ロ関係を構築するためには、北方領土問題の早期解決が不可欠である。

これまで、日ロ両国間の交渉により、両国がともに受け入れられる解決策を見出す努力を行うことで一致しているものの、いまだに具体的な進展がない状況である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1. 早期返還の実現

北方領土の早期返還を実現するため、積極的な対ロ外交交渉を展開するとともに、国民世論や国際世論の喚起をより一層図るための啓発活動及び北方四島在住民との相互交流・理解の増進、さらには返還要求運動の後継者育成等に取り組むこと。

2. 北方領土隣接地域の振興対策

北方領土問題が未解決であることにより、地域の望ましい発展が阻害されている北方領土隣接地域の疲弊を解消するため、「北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律」等に基づく、北方領土隣接地域の振興対策等を促進すること。

また、北方領土元居住者に対する援護対策を速やかに実施すること。

10 竹島の領有権確立について

島根県隠岐郡隠岐の島町に属する竹島は、歴史的事実にも関わらず、かつ国際法上も明らかに我が国固有の領土であるにもかかわらず、大韓民国は我が国の主権を無視し、国際社会に向け、領土権を既成事実化しようとしている。

また、竹島周辺水域では、大韓民国の竹島実力支配により、我が国の漁業に関する権利が全く行使できない等の状況が続いている。

昨年、政府は、竹島の領有権問題に対し、国際司法裁判所への日韓両国による共同提訴の提案をはじめ、衆議院及び参議院において、大韓民国大統領の竹島上陸に抗議する旨の決議を行うなど、毅然とした対応をとったものの、問題の解決には至っていない。

このような状況の中、問題の解決のためには、大韓民国に対して引き続き毅然とした対応をとるとともに、竹島の領有権に関し、国民の関心を高めることが不可欠である。

よって、国においては、竹島の領有権確立に向けて、更なる国内世論の喚起や国際社会へのアピールなどの対策を強化するよう強く要望する。

11 日米地位協定の抜本的な改定について

在日米軍基地周辺地域においては、米軍機の墜落事故や市街地での騒音、演習による自然環境の破壊など、在日米軍基地から派生する諸問題について、戦後68年を経過した今日においても、解決には至らず、在日米軍基地周辺地域の住民は、常に恐怖と危険にさらされている。

また、昨年、MV-22オスプレイが配備され、運用が開始されたが、このような行為は、在日米軍基地周辺地域の住民の憤りを増幅するものである。

このような中、日米地位協定では、我が国法令の尊重義務は明記されているものの、在日米軍基地の運用等に関して、多大な影響を受ける在日米軍基地周辺地域の住民や、地元の地方自治体の意向が反映される仕組みが規定されていない。

よって、国においては、在日米軍基地に起因する様々な事件や事故から、国民の生命・財産及び人権を守るため、日米地位協定を抜本的に改定するよう強く要望する。

12 人権救済制度の確立について

我が国では、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の下で、これまで人権に関する各種の施策が講じられてきたが、今日においても、社会的身分や門地、人種、民族、信条、性別、障がい等による不当な差別、子どもや高齢者等に対する虐待などの人権侵害が繰り返されている。

また、近年においては、インターネットを使用したプライバシーの侵害や差別表現の流布など、新たな人権侵害も増加している。

よって、国においては、人権問題の解決に向けて、人権教育及び人権啓発を推進するとともに、実効性のある人権救済制度を確立するよう強く要望する。